

# 仕様書

## 《委託件名》

ガンマカメラ測定業務委託

## 《業務委託期間》

令和5年4月3日から令和5年12月28日まで

## 《履行箇所》

福島県双葉郡浪江町内（室原、末森、津島、大堀）

## 《測定対象戸数》

80件

※当初設計では上記件数を最大として想定しており、関係人の同意状況、測定場所の状況等により数量の変更がある。

## 《委託内容》

### （1）計画準備

実施計画書の作成（工程表作成、調査日程の調整、現地立入り事前計画）

※実施計画書には、実施方針、業務概要、業務工程、業務計画、管理責任者、作業員名簿に班長と所有資格と経験年数、成果品の内容と部数、連絡体制（緊急時含む）、使用する主な機器などを記載。

### （2）浪江町民への周知

発注者（浪江町）と協力し浪江町内の対象物の権利者らに対して本業務委託の周知及び測定についての周知（文書発送等）を行う。

### （3）現地調査、事前計画の作成

撮影を実施する前に、現地の状況を把握したうえで、撮影位置の検討をし、問題点がないかどうかを確認する。住宅地図や除染記録等を用いて、現場の地形や建物位置（跡地）の概略図（調査位置等表示用）を作成し、作業分担や撮影ポイント等を決定する。なお、現地は建物解体により、住宅地図や航空写真と相違している場合がある。その場合も、解体以前の住宅地図や除染記録等により、対象地点の特定を可能な限り行うこと。

また、対象地によっては、雑草等が繁茂しており除草が必要な場合がある。その場合の除草も測定業務に含むものとする。

### （4）対象物の撮影（測定）

撮影する画像は、対象家屋・建物及びその敷地全体を合理的な範囲で写すもののとし、1件あたり3箇所以上の撮影を目安とする。敷地面積や形状によっては、その都度協議のうえ決定する。山林が隣接する住宅の撮影について、山林に向かっての撮影も対象とする。

また、現場の状況及び発注者との協議により測定する箇所を追加・変更する。

### (5) 対象物の測定機器

測定機器は、当町で所有しているガンマカメラ本体（日立アロカメディカル株式会社製 ガンマカメラ HGD - E2000）と同等以上の機器構造（遮蔽方式、視野角等）及び操作方法、操作画面のものを使用すること。

### (6) 空間線量測定

- ・ 上記撮影を実施した画像を参考に NaI シンチレーションサーベイメータ（校正済み）を用いて空間線量率を測定する。
- ・ 測定箇所は、上記で撮影した画像及び環境省除染結果報告書を参考に複数箇所測定（カメラ設置位置及び撮影画像内の色付き部分の 4 点及び敷地内の任意箇所数点の測定）する。
- ・ 測定値は、1 箇所あたり 3 回測定（時定数は 10 秒以上、時定数の 3 倍以上の時間が経過し、測定値が安定するまで待つ）した平均値とし、測定の高さは地上から 1 cm 及び 1m の高さで測定・記録する。1 cm の測定時は遮蔽体を使用すること。また、必要に応じて地上 1 cm 位置における表面汚染の測定を GM サーベイメータにより遮蔽体を使用のうえ実施し記録すること。

### (7) 報告書作成

上記（3）から（6）に関して、町民に対して除染後の線量の濃度分布等の除染効果及び理解促進が進むように分かりやすく内容をまとめること。また、撮影結果と線量率をまとめた結果の他に、建物の位置関係が分かる平面図に測定位置や空間線量率など全てをまとめた結果を別に作成すること。

全調査結果から権利者名、住所ごとにデータの抽出が出来るようエクセルで集計表及び一覧表を作成すること。

発注者と調査結果の内容を協議後、報告書を町民へ郵送する。

## 《成果品》

紙媒体：報告書 1 部

住民配布用報告書各 1 部

電子媒体：報告書の電子データを収納した電子媒体（DVD-R）1 式

※協議のうえ、一定の期間等を基準とした中間報告を随時提出する。

※報告書及びその電子データの仕様及び記載事項は、協議のうえ決定する。

提出先：浪江町役場 住民課 除染環境係

〒979-1592

福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地 2

TEL : 0240-34-0228 FAX : 0240-34-2137

## 《守秘義務》

- ・ 業務を行ううえで得られた個人情報、その他の情報に関して、これを第三者へ漏洩してはならない。
- ・ 取扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可な

く複製・転送等しないこと。

- 受注者は、当該業務の結果を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
- 当該業務完了時に業務実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体等）について、発注者への返却もしくは消去又は破棄を行うこと。
- 当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩もしくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告すること。

### 《留意点》

- 現地への立入りに際しては、最大の注意を払い敷地内の既存施設への破損等がないよう留意し業務にあたること。万が一破損等があった場合は速やかに発注者へ報告し対処すること。また、業務に関連しない箇所への立入りはしないこと。
- 従事者の故意又は重大な過失により、第三者及び工作物その他備品に損害を与えた場合は、受注者の責任においてその損害を賠償すること。
- 本業務は、除染後の空間線量を可視化して町民に対する説明の資料とするために、評価及び解析できる放射線に対する知識を必要とする。そのため、放射線に対する知見を持つ事業者であり、かつ他自治体等でのガンマカメラ等を取り扱う作業を経験した事業者が行うものとする。
- 本業務には、現地調査、安全管理、業務を取りまとめる管理責任者を配置すること。
- 管理責任者は、作業開始前に従事者を集め事前のミーティングを実施し、調査計画書に基づき作業箇所の安全対策を確認、徹底させる。また、従事者の体調を確認し、体調不良のものには作業に従事させないこととする。
- 従事者の配置、調査機器の設置などにおいては、危険がないかを確認し、必要に応じて安全対策を実施する。
- 各従事者に不慮のトラブルが生じた場合に、管理責任者がすぐに駆けつけることが出来る体制を整えること。
- 駐停車に関して、事前調査をおこない定められた駐車場以外には駐車させないこと。また、使用車両には業務名や業者名を表示させること。

### 《その他》

- 本仕様に定めのない業務及び仕様に定める業務において疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と協議するものとする。